

栃木県警察広報及び広聴事務運営要綱の制定について

平成14年3月4日

栃総第1号栃木県警察本部長通達

適切かつ効果的な広報及び広聴活動を行うことを目的に規定したもの。

主な内容

- 広報及び広聴活動の意義
- 広報及び広聴事務
- 広報広聴担当者
- 広報の方法等